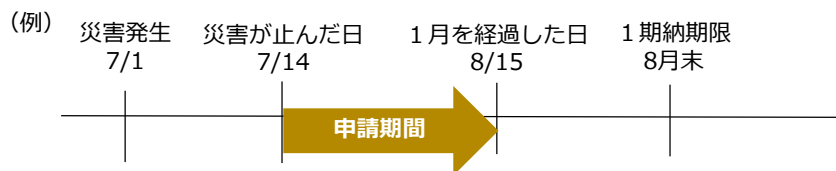


個人事業税の災害減免制度に係る申請手続きについて

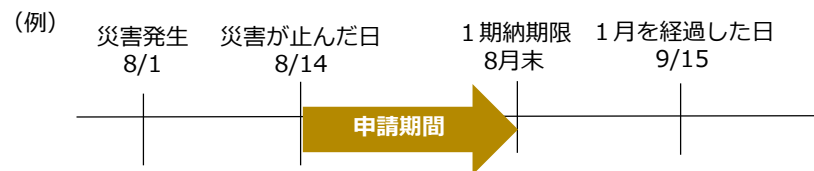
◆申請期間

災害減免を受ける方は、災害が止んだ日から1月を経過した日（i）又は当該事業税の納期限の日（ii）のいずれか早い日までに申請してください。

（i）災害が止んだ日から1月を経過した日が申請期限となる場合

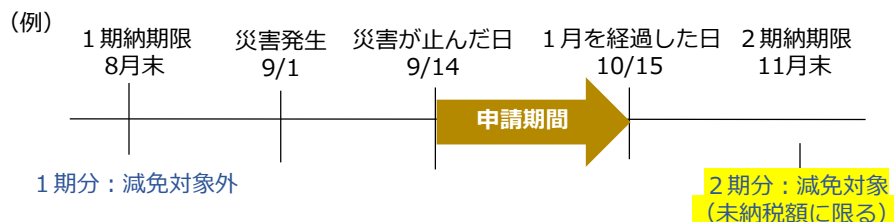


（ii）当該事業税の納期限の日が申請期限となる場合

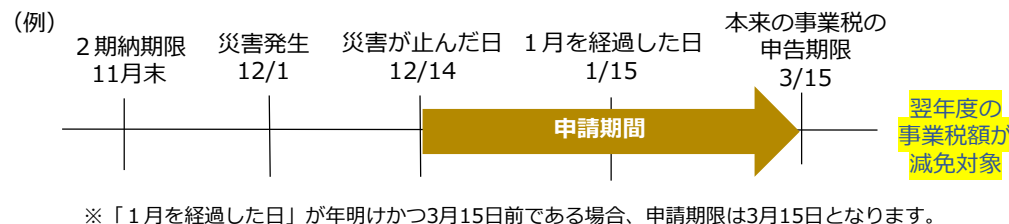


なお、減免対象は当該年度の事業税額のうち、未納税額に限ります。（iii）（iv）

（iii）災害のあった日が1期納期限を過ぎている場合



（iv）災害のあった日が2期納期限を過ぎている場合



◆申請書類

- ・個人事業税減免申請書
- ・市町村長等の発行する被災証明書など

◆その他

減免の対象や減免額に関する事などは、「災害減免制度のあらまし」をご覧ください。

災害が止んだ日とは…??

- ・直接被災した場合、災害が引き続き発生するおそれなくなり、その復旧に着手できる状態になった日
 - ・交通の途絶があった場合、交通機関が運行を始めた日
- など、客観的に見て、税務上の申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日のことです。

「被災証明書の発行が間に合わない」、「申請期限までに申請する余裕がない」等の場合は、総合県税事務所までご相談ください

問い合わせ先：018-860-3338（総合県税事務所 課税部 課税第一課）